

保護者の皆様

東郷町立諸輪中学校長 松本 仁志

学校におけるいじめ防止基本方針について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平成29年12月に最終改定された「愛知県いじめ防止基本方針」と令和2年2月に最終改定された「東郷町いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校の基本方針を次のように定めましたのでお知らせします。お子様のことで気になることがございましたら、早めに学校にご相談ください。

東郷町立諸輪中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。（愛知県いじめ防止基本方針より）

本校では、この定義に基づいていじめの有無を組織的に判断し、対処にあたる。

2 いじめ防止のための基本姿勢

- どの生徒も「被害者にも加害者にもなりうる」可能性があることを認識し、「いじめは絶対に許さない」という立場から毅然とした態度で指導にあたる。
- けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識し、指導にあたる。
- あらゆる機会を捉えて隨時教育相談を実施し、生徒の抱える悩みや問題の早期発見に努め、適切な援助ができるようにする。
- 校長、教頭、教務・校務・学年主任、生徒指導主事、進路指導主事で構成する運営委員会を機能させる。重大事態に対しては、全職員で構成するいじめ・不登校対策委員会（以下「対策委員会」）を設置し、組織的に対応する。
- 日頃から生徒・教師間の人間関係づくりに努め、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる学校づくりを進める。
- 校区生徒指導推進協議会（以下「校区生推協」）と連携し、学校だけでなく、家庭・地域全体で生徒を見守る体制を整える。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応のための取組

（1）いじめの未然防止

- ・ 全ての生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通じて、いじめのない学校づくりに努める。
- ・ 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒が互いに認め合う人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組ませる。

- ・ 心の教室相談員、スクールカウンセラーによる1年生生徒に対しての全員面接を実施し、小学校から中学校への環境の変化に対応できない、いわゆる「中1ギャップ」の解消に努める。

(2) いじめの早期発見

- ・ 運営委員会や学年会を機能させ、気になる生徒については職員間で情報を共有することで、いじめ・不登校の早期発見・早期解決に努める。
- ・ 教育相談週間を設け、事前に「生活アンケート」を実施してから教育相談を実施する。また、「いじめについてのアンケート」を学期に1度実施し、実態把握に努める。
- ・ 「心の相談室」を設置し、スクールカウンセラーや心の教室相談員がいつでも相談に応じることができるようとする。また、スクールカウンセラーや心の教室相談員、生徒指導主事、保健主事、養護教諭などで、定期的に情報交換会を実施し、積極的に声掛けするなど相談体制の充実を図る。

(3) いじめへの早期対応

- ・ いじめを認知した場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を保護するとともに、運営委員会を中心に対応し、事実関係を教育委員会に報告する。
- ・ いじめたとされる生徒に対しては、事実関係を聴取して事態解決を図り、再発防止に向けて継続的に指導するとともに、必要な措置を講じる。
- ・ 必要に応じて、PTA、校区生推協、スクールソーシャルワーカー、医療機関、こども課、児童相談所などの関係機関と連携して解決に努める。
- ・ 対応の結果、解消できたと判断した場合、事後の見守りを徹底し、再発防止に十分留意し、継続して長期的な指導・対応を進めていく。

4 重大事態への対応

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、対策委員会開催後、速やかに教育委員会を通じて町長に報告し、その後の対応などを相談する。
- (2) 学校が調査の主体の場合は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、保健主事、該当学級担任で構成された「いじめ問題特別チーム」で調査を進める。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (4) 調査結果については、被害を受けた生徒及び保護者に対して適切に情報を提供する。

5 その他

- 長期休業中の生活について事前、事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。また、休業明けの生徒たちの様子に目を配る。
- ネットやスマホを媒体としたいじめ等「情報モラル」に関する指導を家庭、地域全体と連携して取り組む。
- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況や達成状況を、学校評価に位置付けて評価し、いじめ防止等の取組の改善を図る。